

西東京市にお住いの保護者の方へ

無認可幼児施設の補助金申請書の提出について

【保護者負担軽減事業費補助金のご案内】

補助金の種類

保護者負担軽減事業費補助金

保育料等を納入した保護者の方への補助金です。支給上限額は、一律 25,700 円で所得制限はありません。
詳細は「申請の際の注意事項」部分の説明をご覧ください。

交付予定時期

■保護者負担軽減事業費補助金

令和4年11月30日(4~9月分)・令和5年3月31日(10~3月分)

提出が必要な書類

西東京市無認可幼児施設保護者負担軽減事業費補助金申請書兼請求書

※振込口座をゆうちょ銀行に指定される方のみ添付書類が必要となります。「添付書類について」をご覧ください。

受付期間・提出先

- ◆ 通園している幼稚園等から提出日の指定がありますので、指定された日までに園へ提出してください。
- ◆ 転入等の理由により上記期間中に提出できなかった方は、令和5年3月10日(必着)までに申請してください。
この日を過ぎますと今年度分の交付予定時期に交付できない場合がありますのでご注意ください。

添付書類について

振込先にゆうちょ銀行の口座を指定した方 ⇒ 通帳のコピーが必要です

請求書に記入した口座名義および他金融機関からの振込受取用情報(【店名】・【店番】・【預金科目】・【口座番号】)
が印字されている箇所(通帳の表紙をめくってすぐの見開きページ)をコピーしてください。

申請の際の注意事項

- ◆ 請求書は全ての方に提出していただきます。万が一、指定された期限までに提出できない場合は、通園先にその旨を伝え、市へ持参または郵送してください。郵送の際は必ず、封筒裏面に 園児名・通園施設名・学年を記載して下さい。
- ◆ 補助金は、申請書に記載された金融機関口座に振り込みます。
- ◆ **申請者(保護者)と口座名義は同一の方をご記入ください。**
- ◆ 補助金の上限額がお支払いになった年間保育料よりも多くなる場合は、補助金額は年間保育料までとなります。
- ◆ 年度途中に入園・退園、転入・転出した際は、補助金の金額を日割りで計算し決定します。
- ◆ 西東京市個人情報保護条例等により、お問い合わせ内容によっては、電話での対応をお断りする場合がございます。ご本人確認ができるものをお持ちいただければ、窓口での対応は可能です。
- ◆ 交付申請書は郵送でもお受けしますが、郵送により発生した問題に関しては、市では責任を負えませんが予めご了承ください。
- ◆ 保護者補助金の交付申請については年度ごとに申請が必要です。
- ◆ 児童養護施設、ファミリーホームの入所児童および里親に委託している里子は、保護者負担軽減事業費補助金においては補助の対象外となります。

◆◆◆ お問い合わせ先 ◆◆◆

〒188-8666 西東京市南町5丁目6番13号 田無第二庁舎2階
(6月中) 西東京市子育て支援課調整係 Tel.042(460)9841(直通)
(7月~) 西東京市幼児教育・保育課給付係 Tel.042(497)4926(直通)